

代 理 行 為 目 録

1 本人の不動産の処分に関する事項

- ☐ 本人所有のすべての不動産及びその果実(収益)に関する一切の処分
- ☐ 本人所有の下記対象不動産及びその果実(収益)に関する下記処分内容
 - <対象>
 - ☐ 本人所有のすべての不動産
 - ☐ 右記の不動産()
 - <処分内容>
 - ☐ 一切の処分 ☐ 管理 ☐ 保存 ☐ 売却 ☐ 賃貸契約の締結・変更・解除
 - ☐ 増改築・修繕に関する請負契約の締結・変更・解除
 - ☐ その他()

2 金融機関との取引等に関する事項

- ☐ 金融機関とのすべての取引
- ☐ 下記対象預貯金に関する下記処分内容
 - <対象>
 - ☐ 本人のすべての預貯金
 - ☐ 右記の預貯金()
 - <処分内容>
 - ☐ 一切の取引 ☐ 保管・管理 ☐ 払戻し ☐ 解約 ☐ その他()
- ☐ その他、金融機関との下記取引
 - ☐ 本人名義口座の開設 ☐ 貸金庫取引 ☐ 保護預り取引 ☐ 当座勘定取引
 - ☐ 融資取引 ☐ 保証取引 ☐ 担保提供取引 ☐ 証券取引 ☐ 為替取引 ☐ 信託取引
 - ☐ その他()

3 保険に関する事項

- ☐ 保険に関する下記の事項
 - ☐ 一切の事項 ☐ 保険金の受領 ☐ 保険契約の締結・変更・解除
 - ☐ その他()

4 預貯金、保険を除く動産の処分に関する事項

- ☐ 本人の下記対象動産及びその果実に関する下記処分内容
 - <対象>
 - ☐ 預貯金及び保険など金融商品(上記2及び3)を除くすべての動産
 - ☐ その他()
 - <処分内容>
 - ☐ 一切の処分 ☐ 管理 ☐ 保存 ☐ 売却 ☐ その他()

5 定期的な収入の受領に関する事項

- ☐ 定期的な収入の受領に関する一切の手続
- ☐ 下記の定期的な収入の受領に関する手続
 - ☐ 家賃・地代 ☐ 年金・障害手当金その他の社会保障給付
 - ☐ その他()

6 定期的な支出の支払い及びこれに関する諸手続

- ☐ 定期的な支出を要する費用の支払いに関する一切の手続
- ☐ 下記の定期的な支出を要する費用の支払いに関する手続
 - ☐ 家賃・地代 ☐ 公共料金 ☐ 保険料 ☐ 負債(ローン)返済金
 - ☐ その他()

7 生活に必要な送金及び物品購入などに関する事項

- ☐ 生活費の送金
- ☐ 生活に必要な機器・物品の購入
- ☐ その他()

8 住居に関する事項

- ☐ 住居に関する購入、新築、賃借契約など一切の事項
- ☐ 住居の購入又は新築
- ☐ 借地契約の締結・変更・解除
- ☐ 借家契約の締結・変更・解除
- ☐ その他()

9 医療に関する事項

- ☐ 医療契約の締結・変更・解除など一切の事項
- ☐ 病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ☐ その他()

10 介護契約その他の福祉サービス利用契約等に関する事項

- ☐ 介護及び福祉に関する契約の締結・変更・解除並びに費用の支払など一切の事項
- ☐ 介護契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ☐ 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は異議申立て
- ☐ 介護契約以外の福祉サービス利用契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ☐ 福祉関係施設との入所契約の締結・変更・解除及び費用の支払
- ☐ 福祉関係の措置(施設入所措置等を含む)の申請及び決定に関する異議申立て
- ☐ その他()

11 相続に関する事項

- ☐ 相続に関する一切の事項
- ☐ 相続に関する下記の事項
 - ☐ 遺産分割 ☐ 相続の承認・放棄 ☐ 寄与分を定める申立て
 - ☐ 贈与若しくは遺贈の拒絶又は負担付の遺贈若しくは遺贈の受諾
 - ☐ 遺留分減殺の請求 ☐ その他()

12 証書等の保管及び各種の手続に関する事項

- ☐ 下記(及びこれらに準ずるものの)の保管及び事務処理に必要な範囲内の使用
 - ☐ 登記済証(一般に「権利書」と呼ばれているものを含む)
 - ☐ 実印及び銀行印鑑登録カード ☐ その他()
- ☐ 下記に関する事項
 - ☐ 住民票、戸籍謄抄本、登記事項証明書などの行政機関の発行する証明書の請求
 - ☐ 株券等の保護預かり取引 ☐ 税金の申告・納付 ☐ 登記の申請 ☐ 供託の申請
 - ☐ その他()

13 紛争処理に関する事項

- ☐ 裁判外の和解(示談)
- ☐ 仲裁契約
- ☐ 行政機関等に関する不服申立て及びその手続の遂行
- ☐ 弁護士に対する訴訟行為及び民事訴訟法55条第2項の特別授權事項について授權
- ☐ 破産及び免責申立て並びにその手続の遂行
- ☐ 紛争の処理に関するその他の事項()
- ☐ その他()

14 復代理人・事務代行者に関する事項

- ☐ 復代理人の選任
- ☐ 事務代行者の指定

15 その他(下記に関する事項)